男女雇用機会均等法 育児・介護休業法 パートタイム労働法 に基づく紛争解決援助制度のご案内

～育児・介護休業法に基づく調停が平成22年4月1日から新たにスタート～

都道府県労働局雇用均等室では、労働者と会社との間で男女均等取扱い、育児・介護休業等及びパートタイム労働者の雇用管理について民事上のトラブルが生じた場合、解決に向けた援助を行っています。

援助の制度には、都道府県労働局長による援助と調停委員（弁護士や学識経験者等の専門家）による調停の２種類があります。

男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助の対象

- **以下に関する性別による差別的取扱い**
  - 募集・採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）
  - 昇進・降格・教育訓練、一定の範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新
- **一定の範囲の間接差別**
- **婚姻を理由とする解雇等、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱い**
- **セクシュアルハラスメント**
- **母性健康管理措置**

に関する労働者と会社との間の紛争　※ 募集・採用については、調停の対象とはなりません

対象者　**紛争の当事者である男女労働者及び事業主の方**

育児・介護休業法に基づく紛争解決援助の対象

- **育児休業制度**
- **時間外労働の制限**
- **育児休業等を理由とする不利益取扱い**
- **介護休業制度**
- **深夜業の制限**
- **子の看護休暇制度**
- **勤務時間の短縮等の措置**
- **労働者の配置に関する配慮**

に関する労働者と会社との間の紛争（平成22年6月30日からは「子育て中の所定外労働の免除」、「子育て中の短時間勤務制度」、「介護休暇制度」も含まれます（同日において常時100人以下の労働者を雇用する会社を除く。）。）

対象者　**紛争の当事者である男女労働者及び事業主の方**

パートタイム労働法に基づく紛争解決援助の対象

- **労働条件の文書交付等**
- **通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者に対する差別的取扱いの禁止**
- **職務の遂行に必要な教育訓練**
- **福利厚生施設の利用の機会**
- **通常の労働者への転換を推進するための措置**
- **待遇の決定についての説明**

に関する労働者と会社との間の紛争

対象者　**紛争の当事者であるパートタイム労働者及び事業主の方**

※当事者以外の方の申出は受けられません。
※援助の対象となっている場合でも、裁判中や他の行政機関に相談中などの場合は制度を利用できない場合もあります。

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省　都道府県労働局雇用均等室

まずは、お近くの
都道府県労働局雇用均等室までご相談ください！

都道府県労働局長による援助（助言・指導・勧告）

簡易な手続きで行政機関に迅速に解決してもらいたい

雇用均等室に援助をお申し出ください。お電話、お手紙（連絡先記載）でも結構です（申立書などの文書は必要ありません）。

雇用均等室が労働者と会社双方から、お話を伺います。

双方のお話を踏まえ、問題解決に必要な助言などの援助を行います。

当事者双方が援助の内容に沿った解決策を実行すること（歩み寄り）により問題が解決 !!

機会均等調停会議〔均等法〕
両立支援調停会議〔育介法〕(注)
均衡待遇調停会議〔パート法〕による調停

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい

(注)両立支援調停会議による調停は平成22年4月1日から申請をお受けます。

雇用均等室に調停申請書（※）を提出してください。

調停委員が労働者と会社双方から、お話を伺います。

双方のお話を踏まえ、調停委員が紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方にお勧めします。

当事者双方が調停案を受諾することにより、問題が解決 !!

（※）調停申請書は、厚生労働省のホームページよりダウンロードできます。
また、電子政府の総合窓口より、電子申請を行うこともできます。

http://www.e-gov.go.jp/

紛争の解決には、
当事者双方の譲り合い、歩み寄り が大切です

（当事者双方に歩み寄りが見られない場合は、打ち切りとなる場合もあります）

機会均等調停会議による調停事例

～妊娠を理由とする退職の強要～

労働者の主張

妊娠を会社に報告したところ、執拗な退職の強要を受けたため、金銭的な解決を求める。退職の強要は妊娠の報告直後から始まったものであり、明らかに妊娠したことが退職強要の理由である。

事業主の主張

妊娠報告以前からの申請者の資質や協調性について改善の見込みがないと判断し、退職の勧奨を行ったものであり、妊娠を理由とする退職の強要ではない。

結　果

調停委員は妊娠の報告時期と退職勧奨の時期が近接している等の事情を総合的に勘案し、申請者に対する解決金の支払いについての調停案の受諾を勧告。当事者双方が受諾し、調停は終了した。

均衡待遇調停会議による調停事例

～パートを理由とする差別的取扱い～

パートタイム労働者の主張

正社員と職務の内容、人材活用の仕組み・運用が同じであり、契約期間の定めはないため、改正パートタイム労働法が施行されて以降、1年分の賃金差額の支払を求める。

事業主の主張

正社員とパートタイム労働者は、職務の内容が異なっている。

現在支払っている賃金は労働契約で双方合意したものであり、問題がない。

結　果

調停委員は申請者について正社員と同視すべき状態であると判断したが、その状態の始期については、申請者が主張する1年前ではなく半年前であると判断し、半年間の賃金差額について支払うよう調停案の受諾を勧告。当事者双方が受諾し、調停は終了した。

紛争解決援助制度に関するQ&A

Q 相談すると、雇用均等室はどんなことをしてくれるの?

A 紛争解決援助制度その他の法律上可能な対応案をご説明します。

また、法律の内容についての情報提供などを受けられます。

Q 援助をお願いしたら、会社から嫌がらせを受けないか心配です･･･

A 援助を申し出たことによる、不利益取扱い(解雇、配置転換、降格、減給など)は男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法で禁止されています。万が一、そのような取扱いを受けた場合には、雇用均等室が会社に指導等を行うことができます。

Q 雇用均等室に援助してもらうメリットは?

A 時間もお金もかかる裁判に比べ、早くて簡単。また、援助を受けるのに費用はかかりません。

Q 世間体も気になるし、周りに知られないか心配です。

A 関係当事者以外に援助や調停の内容は公にされません。プライバシーが保護されます。

一人で
悩まず

都道府県労働局雇用均等室までご相談ください

専門の職員がお話を伺い、問題の解決に向けてご相談に応じています。
詳しくは、お近くの都道府県労働局雇用均等室までご相談ください。

都道府県労働局雇用均等室の連絡先

受付時間　8時30分～17時15分
（土・日・祝日・年末年始を除く）

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2715	石　川	076-265-4429	岡　山	086-224-7639
青　森	017-734-4211	福　井	0776-22-3947	広　島	082-221-9247
岩　手	019-604-3010	山　梨	055-225-2859	山　口	083-995-0390
宮　城	022-299-8844	長　野	026-227-0125	徳　島	088-652-2718
秋　田	018-862-6684	岐　阜	058-263-1220	香　川	087-811-8924
山　形	023-624-8228	静　岡	054-252-5310	愛　媛	089-935-5222
福　島	024-536-4609	愛　知	052-219-5509	高　知	088-885-6041
茨　城	029-224-6288	三　重	059-226-2318	福　岡	092-411-4894
栃　木	028-633-2795	滋　賀	077-523-1190	佐　賀	0952-32-7218
群　馬	027-210-5009	京　都	075-241-0504	長　崎	095-801-0050
埼　玉	048-600-6210	大　阪	06-6941-8940	熊　本	096-352-3865
千　葉	043-221-2307	兵　庫	078-367-0820	大　分	097-532-4025
東　京	03-3512-1611	奈　良	0742-32-0210	宮　崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新　潟	025-234-5928	鳥　取	0857-29-1709	沖　縄	098-868-4380
富　山	076-432-2740	島　根	0852-31-1161		

都道府県労働局所在地一覧
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html

都道府県労働局雇用均等室って？

都道府県労働局雇用均等室は、厚生労働省の出先機関です。職場での性別による差別、会社でのセクシュアルハラスメント対策、妊産婦の健康管理対策、育児・介護休業、パートタイム労働者の均衡待遇や正社員転換推進等についてご相談を受け付けています。

厚生労働省のホームページでは、メールによるご質問も受け付けています。

https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成22年1月作成 リーフレットNo.3